

むつみ造園土木株式会社 行動計画

次世代事業主一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和 12年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和 12年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人当たり年間 300時間未満とする。

<対策>

- 各年 4月～ 従業員の所定外労働の原因を分析する
- 各年 6月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 各年 9月～ 社内広報誌等による社員への周知
- 各年 5月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：毎年、男性の子育て目的の休暇取得状況を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年 4月～ 制度の利用状況を把握
- 各年 6月～ 問題点や改善点の有無について社内検討委員会で検討

目標3：期間雇用者を含む従業員全員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。

<対策>

- 各年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 各年 8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に行う
- 各年 9月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 各年 4月～ 社内ランなどでキャンペーンを行う